

# ふるさと納税ワンストップ特例制度申請書 記入例

令和 5 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 5 年 5 月 8 日 穴水町長 殿	整理番号	
住所 東京都〇〇区〇〇11-11	フリガナ	トウキョウ タロウ
	氏名	東京 太郎
	個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
電話番号 03-0000-0000	性別	男 <input checked="" type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
	生年月日	明・大 昭・平 20・4・20

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

日付は申請書を提出する日を記入してください。宛先は、「穴水町長」としてください。

寄附者の住所、氏名、フリガナ、電話番号、生年月日を記入してください。

個人番号(マイナンバー)を記入してください。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

## 1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 5 年 4 月 10 日	30,000 円

寄附金の入金日及び寄附金額を記入してください。

## 2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

確定申告及び住民税申告の提出が不要な場合に限り、チェックをしてください。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の数の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

ふるさと納税をする地方公共団体の数が5団体以下であると見込まれる場合に限り、チェックをしてください。

(切り取らないでください。)

令和 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所		受付H付印
氏名	殿	
受付団体名		

穴水町の記入欄になりますので、記載不要です。

## (注意事項)

- ・上記、2. の①、②の両方にチェックが入る場合のみ、本特例制度の対象となります。
- ・本特例制度の申請をした後に、医療費等の控除や所得の申告などにより確定申告や住民税申告を行った場合は、その申請が無かったものとみなされます。
- ・また、申請後にふるさと納税をした自治体が5団体を超えた場合は、申請がなかったものとみなされますので、確定申告をお忘れなく行ってください。

特例申請書に添付する必要書類については裏面をご確認ください→

## ふるさと納税ワンストップ特例制度申請の際の必要書類

平成28年1月1日から社会保障・税制番号制度（マイナンバー制度）の開始により、ワンストップ特例申請書に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。

個人番号の提供を受ける場合には、本人確認として「番号確認」と「身元（実在）確認」を行う必要がありますので、以下の書類を下部貼り付け欄に添付していただくか、A4サイズの用紙にコピーし、申告特例申請書と一緒にご提出ください。

項目	「個人番号カード」 を持っている人	「通知カード」 を持っている人
① 個人番号 確認の書類	個人番号カードの 裏面の写し	通知カードの写し
② 本人確認 の書類	個人番号カードの 表面の写し	運転免許証、パスポート 等の写真付き身分証明 書の写し

① 貼り付け欄

② 貼り付け欄